

総務委員会会議記録（第1号）

令和6年 9月27日

福島県議会

1 日時

令和6年 9月27日(金曜)

午前 10時59分 開会

午後 1時29分 散会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	高 宮 光 敏	副委員長	渡 辺 康 平
委員	渡 辺 義 信	委員	宮 川 えみ子
委員	古 市 三 久	委員	水 野 さちこ
委員	三 村 博 隆	委員	江 花 圭 司
委員	猪 俣 明 伸		

5 議事の経過概要

(午前 10時59分 開会)

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、江花圭司委員、宮川えみ子委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管  
分外1件、議員提出議案第47号外2件及び請願4件である。

また、「陳情一覧表」を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのように進める。

この際、本委員会の国に対する要望活動について述べる。

このことについては、6月定例会において正副委員長に一任との決定がなされ、去る7月29日に実施したが、その概要については手元に配付しているので確認願う。

これより総務部の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外1件を一括議題とする。

直ちに、総務部長の説明を求める。

総務部長

（別紙「9月県議会定例会総務委員会総務部長説明要旨」説明）

高宮光敏委員長

続いて、総務課長の説明を求める。

総務課長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

宮川えみ子委員

総2ページの公共施設等維持補修基金3億2,598万円について、金額の決定方法及び目安の有無など考え方を聞く。

財政課長

これは、今定例会に商工労働部が一般財源使用可能額として歳入予算で計上している、工業の森・新白河A工区の一部区画の土地売払い代金について、公共施設等の老朽化に伴う大規模修繕等の維持補修に備えるため、これまでの先例を踏

まえて公共施設等維持補修基金へ積み立てるものである。

宮川えみ子委員

総3ページの使途指定なき寄附金、ふるさとふくしま応援寄附金はどこからの寄附か。

税務課長

これは、ふるさと納税である。税務課所管と他部局所管のものがあるが、税務課が所管する主に個人から県への寄附額を計上している。

宮川えみ子委員

寄附は何人からか。

税務課長

令和5年度のふるさとふくしま応援寄附金の受入れ状況は、277件で1,573万5,000円である。

江花圭司委員

総14ページの県立高等学校再編整備事業（施設）、県立高等学校再編空き校舎等対策事業（施設）、県立高等学校再編整備事業について、教育庁ではなく総務部で計上している理由を聞く。

財政課長

県全体の起債を総務部が一括して一覧表で掲載するものである。予算は教育庁で計上している。

猪俣明伸委員

総2ページの公共施設等維持補修基金について、基金や積立ては民間では通常は当初予算に計上し、毎月または毎年積み立てるのが一般的かと思うが、なぜ9月補正で計上するのか。

財政課長

公共施設等維持補修基金への積立てについては、先ほど答弁したとおり商工労働部が歳入予算で計上している工業団地の土地売払い代金を一般財源使用可能額で計上しているが、土地売払い代金は補正予算の財源には充当せずに基金へ積み立てるとの先例により、商工労働部が土地売払いの議案を上程しているのに合わせ、その代金相当額を基金に積み立てるものである。

猪俣明伸委員

今回は基金に積み立てるだけで、今年度何かに使うものではないとの理解でよい  
か。

財政課長

委員指摘のとおり、今回は将来の公共施設等維持補修や大規模修繕等に備え積  
み立てるのみで、年度内に活用することはない。

猪俣明伸委員

9月補正で積立てを要する理由が理解できない。民間であれば当初予算編成時  
にある程度の想定ができると思うが、当初予算には計上できなかったのか。積立  
て以外の方法もあるかと思うが、どうか。

財政課長

当初予算では契約の可否が見込めなかったため、工業団地の土地売買が合意さ  
れ、9月議会に当該議案を提出している今回の補正で計上した。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問  
に入る。

質問のある方は発言願う。

古市三久委員

本県職員の中で英語や中国語が堪能な者は何人程度いるのか。

人事課長

正確な数字は今手元にないが、毎年職員が管理職に提出する職員調書の中で語  
学力についても記載することとなっている。人事課としては職員調書により各職  
員の語学力を把握している。

古市三久委員

語学に堪能な職員数を把握して県政に生かしていくことが必要であり、その上で  
人材の活用にしっかり取り組んでほしい。やはり語学に堪能な職員の養成も必要だ  
と思う。職員から語学習得の希望があれば支援すべきと思うが、今後の支援策につ  
いて尋ねる。

#### 人事課長

職員の能力開発を含め、職員調書への記載内容や所属での語学能力の確認を行いながら、本人の意欲や能力を発揮できるような適材適所の人事配置に努める。例えば、国際課をはじめとする海外と関係のある職場に配置するなど、職員の能力を生かせる人事配置を今後とも行っていきたい。

#### 古市三久委員

職員に対するアンケートなどを実施して語学を勉強したい職員がいれば、県が習得を支援し育成していくべきと考えるので、よろしく願う。

#### 渡辺康平副委員長

8月20日の産経新聞に、永住外国人の住民税や国民健康保険税の滞納率が非常に高いという記事が掲載されていた。自治体によっては日本人の納付率が96%なのに対して外国人永住者は78%と低く、税の滞納が問題になっている。地域差はあると思うが、県内の現状を聞く。

#### 税務課長

県内の複数市町村から、外国人の納税義務者が滞納したまま帰国するなどの問題が発生しているとの声を聞いている。県では、毎年定期的に市町村職員向けの税務研修等を行っており、今年10、11月頃の研修において、外国人が滞納した場合の対応についても講義に盛り込むよう調整している。

#### 渡辺康平副委員長

外国人の滞納についてどの辺りの市町村が問題を抱えているのか。また、外国人が母国に帰ってしまった場合は徴収がかなり難しくなると思うが、帰国前に徴収するための方法を聞く。

#### 税務課長

会社に雇用されている外国人については、県も市町村も雇用主である会社に特別徴収してもらうよう依頼している。なお、外国人の滞納が多い市町村については具体的に承知していない。

#### 三村博隆委員

関連で、滞納件数が多い税目を聞く。

#### 税務課長

県民税を含む個人住民税が圧倒的に多い。ほかに自動車税もあるが、車を所有

する外国人が少ないため、それほどの件数はない。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願のうち、新規請願28号外1件については、意見書の提出を求める請願であるため、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願を除く請願について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、継続請願11号について各委員の意見を尋ねる。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

江花圭司委員

継続の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

高宮光敏委員長

継続請願11号については意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願12号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

継続の方向で願う。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

高宮光敏委員長

継続請願12号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は10月2日に行う。

以上で意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

これをもって、総務部の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時26分 休憩)

(午前 11時28分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより危機管理部の審査に入る。

直ちに、議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、危機管理部長の説明を求める。

危機管理部長

(別紙「9月県議会定例会総務委員会危機管理部長説明要旨」説明)

高宮光敏委員長

続いて、危機管理課長の説明を求める。

危機管理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

宮川えみ子委員

避難所となるビッグパレットふくしまに設置する自立型水洗トイレ1基は、何回使用できるのか。また、トイレの電源は太陽光発電と蓄電池とのことだが、仕組みを聞く。

災害対策課長

今回ビッグパレットふくしまに導入する自立型水洗トイレは、既存の水洗トイレを使う計画であり、使用回数を概ね200回と想定している。通常のトイレは使用後に下水管や合併処理浄化槽に流す仕組みであるが、流れる先に今回導入する浄化装置を取り付けることにより、上下水道の断水時や停電発生時でもトイレの使用が継続できる。用を足した後の固形物と水分について、まずは固形物を処理した後、汚水をフィルターでろ過し、排水処理基準を満たすまで処理した水をタンクに貯留し水洗用に活用する循環型となっている。先ほど述べたトイレの使用可能回数については、固形物を巻き取る回数が概ね200回と想定しているものである。

次に電源について、浄化装置は電気を使うため停電が起きても使用できるよう、太陽光パネルと蓄電池により電力を確保する仕組みである。

宮川えみ子委員

国内外で同様の装置の導入実績はあるのか。

災害対策課長

今回導入する自立型水洗トイレシステムは、(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構のスタートアップ事業を活用して日本大学工学部と開発したものである。国内数か所で実証実験を行ったと聞いているが、まだ導入実績は聞いていないため、自治体では国内初の導入になる予定である。

宮川えみ子委員

こうしたシステムが普及してくれば導入経費も安くなると思う。今後、あらゆる災害に備え体育館などの避難所にも自立型水洗トイレを設置するには相当な個数が必要になるため、価格が下がらないと難しいと思うが、どうか。

災害対策課長

今回はモデル的に1基を導入し、まずは、広域自治体が率先垂範として導入し、市町村に存在を知ってもらい、各避難所に設置してもらえるよう取り組んでいく。現在のコストは1,215万円で、内訳はシステム本体が715万円、工事費及び接続工事費が500万円である。国内初であり高額となっているが、普及すれば安価になっていくと期待している。

宮川えみ子委員

導入費用の財源を聞く。

災害対策課長

緊急防災・減災事業債を財源とする予定であり、国庫負担率は約70%である。指定避難所の整備が緊急防災・減災事業債活用の条件であり、ビッグパレットふくしまは指定避難所であることからこの財源を活用するものである。

三村博隆委員

関連質問である。先ほどトイレの使用は概ね200回との答弁であったが、200回を超えた場合は浄化装置ごとの交換となるのか、またはフィルター等の交換のみか。

災害対策課長

概ね200回使用後は固形物を巻き取るフィルターを外して可燃物として処理し、新しいフィルターへの交換により継続して使用できる仕組みとなっている。

三村博隆委員

フィルターは幾らか。

災害対策課長

1つ5,000円である。

古市三久委員

関連質問であるが、水は全く必要ないシステムなのか。

災害対策課長

水洗トイレであるため、固形物等を流すために水は必要となるが、浄化装置で浄化した水を使うこととなり、システム内で循環しているため断水時でも使用可能である。

古市三久委員

浄化した水をタンクに貯めて、その水を水洗用として使うということか。

災害対策課長

委員指摘のとおりである。

古市三久委員

水洗用の水はどのくらい必要か。

災害対策課長

現在手持ちの資料にはないため後ほど回答したい。

古市三久委員

今後、普及させるためにはコストの問題がある。コストを下げて全県に展開できるよう研究してほしい。要望である。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

古市三久委員

廃炉作業における燃料デブリの取り出しには様々な問題があるが、県はその問題をどのように捉えているのか。

原子力安全対策課長

燃料デブリの取り出しは廃炉作業の中でも最難関の作業であり、今回は将来の本格的な取り出しにつながる重要な取組となってくる。引き続き、東京電力に対して、安全を最優先に着実に作業を進めるよう求めるとともに、廃炉安全監視協議会を通じて東京電力の取組を厳しく監視していく。

古市三久委員

燃料デブリ取り出し工法評価小委員会が報告書をまとめているが、その内容についてどのように認識しているのか。

原子力安全対策課長

燃料デブリの取り出しについては、原子力安全と作業安全をきちんと確保していくことが重要である。試験的取り出しが開始されているが、原子力安全の確保については放射性ダストの飛散防止対策が講じられているほか、ダスト濃度をきちんと確認して作業が行われている。作業安全の確保については、今回取り出すデブリを少量とすることで高線量の放射線被曝を防止するとともに、1日当たりの作業員の被曝放射線量が年間10mSv以下となっているか県としてしっかり確認していく。

古市三久委員

特定原子力施設監視・評価検討会はこれまで113回開催されているが、県は検討会の議論の中で何が一番の問題かを把握しているか。

原子力安全対策課長

特定原子力施設監視・評価検討会における会議の内容については手元に資料がないため答えられない。

古市三久委員

特定原子力施設監視・評価検討会には本県から田中氏と大須賀氏の2人が参加し、デブリの取り出しについて6つの問題点を指摘している。

- 1点目は、格納容器の中は非常に高線量で人が入れない。
- 2点目は、原子炉建屋の中は高線量であり長時間の作業ができない。
- 3点目は、現場の状況が十分に分かっていない。
- 4点目は、放射能の拡散を抑えつつ格納容器を回収しなければならない。
- 5点目は、燃料デブリの状態変化による再臨界への対処が必要である。
- 6点目は、汚染された膨大な構造物、廃棄物の移動保管計画を策定しなければならない。これらが燃料デブリ取り出しの難点である。

さらには、2次請負の問題がある。東京電力と元請、下請協力企業との間で作業員教育は徹底されているのか。廃炉作業において発生するトラブルの背景には、多重下請構造の問題があるのではないかとされている。8月22日に燃料デブリの試験的取り出しを中断した際、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、トラブルについては多重請負構造が背景にあると指摘した。このため、本県の労働者安全

衛生対策部会でも多重下請構造の問題点についてしっかり議論してほしい。下請への教育が徹底されていないのであれば、その点をきちんと東京電力と国に求めていかなければならないと思うが、県の考えを聞く。

#### 原子力安全対策課長

廃炉作業に伴って繰り返し発生しているトラブルの大きな原因は、東京電力の管理体制にあると考えられることから、これまでも東京電力に対し、組織としての構造的なトラブルであると認識し、作業の計画段階におけるリスク管理の徹底、協力企業任せとならない安全管理体制の構築、トラブルを未然に防止するための設備の改善、設備の信頼性向上に向けた維持管理の実施など、安全対策について全社を挙げて不断の見直しを行うよう強く求めてきた。

また、多重下請構造についても、これまで東京電力に対し、元請はもとより下請企業を含めた安全教育や現場管理体制の徹底などの安全管理体制を構築するよう求めてきたところであり、引き続き強く求めていく。

#### 古市三久委員

これまで何回も求めてきたが駄目だったということである。今回のトラブルの原因は作業員の被曝線量が限界となり交代した際、作業員同士の引継ぎが正しくされていなかったためである。安全マニュアルなどが協力企業の作業員までしっかり伝わっていないことがトラブルの原因となっていると原子力損害賠償紛争審査会も言っている。本県の労働者安全衛生部会でもこうした問題を議論すべきである。国と東京電力任せにせず、県の廃炉安全監視協議会などで多重下請構造の問題点についてしっかり議論しなければならないと思うが、政策監の答弁を求める。

#### 政策監

昨年10月以来、東京電力ではトラブル等が発生しており、原因は東京電力の元請、下請に対する安全面での管理体制が相当不足しているものと認識している。作業の順番を間違えたトラブルについても、そうした安全管理不足が原因である。東京電力は作業の総点検を行い、安全管理が徹底されていないことを自覚しているが、その対策は不十分であると認識している。東京電力が全体を把握し、下請、孫請企業をしっかり管理できる体制を今後構築しなければならない。長期間にわたるデブリ取り出しや汚染水処理の実施に当たり、県民の不安を取り除くよう、しっかりと東京電力に求めて確認し、併せて国に対しても厳しく求めていく。

宮川えみ子委員

世界初の廃炉作業を下請企業任せにするのは無責任極まりないと思う。トラブルが発生すると県民の不信感が募り、ふるさとへの帰還に対する迷いや風評被害が実害として増幅していく。作業手順を間違えた原因について東京電力がどう総括しているのか、現場に東京電力の社員は何人程度いたのか、今後この問題に対してどのような体制を再構築するのか。

原子力安全対策課長

燃料デブリ取り出し初日にパイプの並び順を間違えたトラブルについて、東京電力は現場作業の確認不足が原因であったとしている。県では東京電力に対し、作業の実施に当たっては協力企業任せにすることなく、廃炉の実施者は東京電力であるとの意識を常に持ち、安全管理体制を徹底的に構築するよう求めたところである。東京電力の再発防止の取組については、今後は東京電力がきちんと確認するとの報告を受けている。また、東京電力の現場作業員数についても、作業開始当初は60人体制であったが現在は80人体制に強化されている。

高宮光敏委員長

ここで暫時休憩とする。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 3分 休憩)

(午後 1時 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

この際先ほどの答弁に関し、災害対策課長より発言を求められているのでこれを許す。

災害対策課長

午前中に古市委員から質問のあった自立型水洗トイレに使用する水の量について、システムを連続して使用する場合に必要な量は100ℓである。

高宮光敏委員長

ただいまの件については了承願う。

宮川えみ子委員

関連で質問する。100ℓを1回入れれば後は不要なのか。

災害対策課長

1回で100ℓを使う趣旨ではない。現在の節水型で最低6ℓ、従来型は13ℓ使用するため、概ね7、8人連続で使える計算である。

宮川えみ子委員

災害で断水しても、最初に100ℓを確保できれば循環使用可能ということか。

災害対策課長

100ℓの水をあらかじめ貯めておくため、後は循環させて連続で使える。断水時にも対応可能な仕様である。

高宮光敏委員長

ただいまの件については了承願う。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問はないか。

宮川えみ子委員

午前中の最後の質問の続きである。東京電力の作業員数について60人から80人に増員したとのことだが、下請企業任せというのが大きな問題である。80人の中に東京電力の社員は何人いるのか。

原子力安全対策課長

先ほど述べた80人は東京電力の社員を除く人数である。東京電力の社員は、毎日5、6人が作業に立ち会うこととしている。

宮川えみ子委員

1回目のトラブル発生時には東京電力社員は1人もおらず、今回から5、6人いるようにしたということか。

原子力安全対策課長

パイプ並び順を間違えたときは作業開始前の準備行為であり、その際、東京電力社員は作業内容を確認していた。8月22日の作業開始後は東京電力社員5、6人が立ち会う体制となっている。

宮川えみ子委員

東京電力社員以外の作業員は、作業が失敗したときは60人で、トラブル発生後に問題が指摘されてからは80人体制になったとの説明だが、トラブル発生時と現在で東京電力社員の立会者数は何人か。

原子力安全対策課長

作業員を60人から80人に増員した体制は、8月22日の試験的燃料デブリの取り出し作業の開始後からである。パイプ並び順を間違えたのは7月27～29日の準備行為期間中であり、その際はパイプの順番を並べる作業員のみが作業しており、東京電力の社員は立ち会っていない。

古市三久委員

下請企業の60人で準備作業をしていたということか。

原子力安全対策課長

8月22日に試験的に取り出す作業が開始された際は、作業員60人体制で東京電力社員の立会いは5人である。パイプの順番ミスが判明したため作業を中断し、再開した9月10日から作業員は80人となり、東京電力社員は引き続き5、6人が毎日立ち会っている。

古市三久委員

増員したのは作業員の被曝時間を短くするためか。

原子力安全対策課長

当初、8月22日は6班体制であったが、現在は班分けせず約80人で効率的に作業しているとの報告を受けている。

古市三久委員

原子炉建屋に入る人は、例えば6人で10～20分ごとに交代するなど班編成して交代しながら作業しているということか。

原子力安全対策課長

委員指摘のとおり班体制で作業しているが、今は6人8班と明確に人数を決めるのではなく、必要に応じて順次効率的な作業ができる班体制を組んでいると報告を受けている。

古市三久委員

それが効率的ならばよいが、被曝線量上限となり交代せざるを得なくなる可能性があるため、それを踏まえた班編成をすべきではないのか。

原子力安全対策課長

80人の中で班体制を組み、作業員の被曝を抑えながら作業しているとの報告を受けている。

宮川えみ子委員

トラブル前は6人で1班の班体制を組んでいたと聞いているが、現在の体制はどうか。東京電力は改善したと言っているが、具体的に何がどう改善されたのかよく分からない。世界で初めてデブリを取り出すに当たり、世界や県民が注目する中で、パイプの並び順を間違えるとは何をやっているんだというのが県民の気持ちではないか。下請任せでなく直接東京電力が責任を持つ体制が必要である。トラブル後は東京電力社員が何人で具体的にどのような体制となっているのか。

原子力安全対策課長

作業体制について、当初6人8班体制としていたが、現在は何人で何班という明確な体制は組んでおらず、当該作業に関して作業員の被曝防止、作業効率などを考慮して臨機応変に編成している。なお、全体の人数は60人から80人に増員し、東京電力の立会いは毎日5、6人となっていると聞いている。

宮川えみ子委員

東京電力の立会者数はトラブル前と現在で変わっていないということか。

原子力安全対策課長

東京電力社員の立会者数は、作業が開始された8月22日以降は毎日5、6人であり、パイプの順番を間違えた準備作業期間である7月27～29日は現在と異なる体制であった。東京電力はトラブル発生を受けて立会者を増員し、責任を持って作業を遂行する体制に強化している。

宮川えみ子委員

具体的にはどうなっているのか。

原子力安全対策課長

作業員80人体制は9月10日からで、東京電力社員5、6人による立会いは8月22日以降、現在も毎日継続している。

宮川えみ子委員

作業員は増員したが、東京電力社員の立会者数は同じということか。

原子力安全対策課長

8月22日の燃料デブリ取り出し開始からは、毎日東京電力の社員は5、6人立ち会っていると聞いている。

古市三久委員

東京電力の会見によると、トラブル発生時に社員は誰もいなかったと言っている。そこが問題ではないのか。

原子力安全対策課長

パイプの順番を間違えたトラブルの際、東京電力はパイプの運搬や配置といった一般的な準備作業については現場確認を行っておらず、最終的に5本のパイプにケーブルが通っていることは確認したが、パイプ並び順までは確認していなかったとの報告を受けている。

古市三久委員

9月5日の記者会見で東京電力福島第一廃炉推進カンパニーの代表は、「現場企業に任せきりという批判は甘んじて受けなければならない」と言っている。つまり、トラブル発生時に東京電力社員は誰もおらず、その改善のために社員を配置することとした。その会見の中で代表が「全ての現場作業に東京電力の社員が立ち会うのは高い放射線量もあってできない。全部張りついて現場に立ち会うことはできないので、ある程度ポイントを決めて立ち会うべきだが、その点で考えが及んでいないところがあった」とも言っている。廃炉作業の問題は、高線量の中に東京電力の社員は行かせられないと言っているが、その現場で下請の人たちは作業していることである。非常に難しい問題で、廃炉作業は現場で働く人の犠牲の上に成り立っている。多重下請を改善しないと現場で働く人がかわいそうだ。代表が記者会見で「高線量の場所に東電社員は全部張り付けられない、作業は協力企業にやってもらえない」とも言っている。それが廃炉作業の最大の問題であり、デブリ取り出しは本当に今やらなければならないのか、やるためにはどうしたらよいか、国も東京電力も改めて立ち止まって考えなければならないと思う。本県は原発事故の発災地として県民や産業の安全などを守っていく責任があり、その点をしっかり認識してほしいが、県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

これまで様々なトラブルが発生しており、県としては東京電力に対し、組織とし

ての構造的なトラブルであることを認識し、作業の計画段階におけるリスク管理の徹底や協力企業任せにしない安全管理体制の構築などを強く求めているところである。

なお、デブリの取り出しについて委員からも意見があったが、福島第一原子力発電所の廃炉作業が安全かつ着実に進められることが本県復興の大前提となる。県としては、これまでも国と東京電力に対し、中長期ロードマップに基づき燃料デブリを安全かつ確実に取り出し、廃炉を完遂するよう求めており、引き続き国及び東京電力に強く求めていく。

古市三久委員

デブリ取り出しには8兆円程度が必要である。東京電力は毎年3,000億円積み立てているがデブリ取り出しまであと27年かかり、取り出し以降にも別途費用がかかるため、あと30～40年かかるのが廃炉の実態である。

日本原子力学会・福島第一原子力発電所廃炉検討委員会委員長の宮野氏によると、本格的なデブリ取り出しの着手は、少なくとも2050年頃になると言っている。一番の問題は線量が高いことであり、線量が低くなるまで100～200年待たなければならぬとも言っている。取り出したデブリの処分方法も決まっていない。私は、福島第一原子力発電所全体に覆いをして地下水の流れも止めて100年置いておくくらいのことを、県が国や東京電力に求めていかないと駄目だと思う。現在も原子力緊急事態宣言中であり、毎日放射性物質が出ている。事故を起こしていない東海第二発電所の廃炉ですら30～40年かかるため、事故が起きた福島第一原子力発電所を同様の期間で廃炉にできるのか、県は実態を調査研究して本県のために一番良い方針を決めて国と東京電力に求める必要があると思う。早くデブリを取り出し廃炉にすることは不可能だと思うので、その点をよく考えてほしい。線量が高く作業が難しいのであれば、線量を低くするために100年待つしかなく、そうしなければ放射線による犠牲者が出てくると思う。以上要望である。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、危機管理部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

(午後 1時24分 休憩)

(午後 1時25分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案3件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

初めに、議員提出議案第47号について、各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

可決の方向で願う。

猪俣明伸委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

可決の方向で願う。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第47号は、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第48号について、各委員の意見を尋ねる。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

江花圭司委員

否決の方向で願う。

水野さちこ委員

否決の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第48号は、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第49号について、各委員の意見を尋ねる。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

江花圭司委員

否決の方向で願う。

猪俣明伸委員

否決の方向で願う。

水野さちこ委員

否決の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第49号は、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

初めに、新規請願28号については、さきに審査した議員提出議案第48号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願29号については、さきに審査した議員提出議案第49号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は10月2日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

9月30日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、人事委員会事務局、出納局、監査委員事務局及び議会事務局の審査である。

これをもって散会する。

(午後 1時29分 散会)